

ぐんま賃上げ促進支援金 小規模な事業者特例の受付開始及び説明会の開催について

ぐんま賃上げ促進支援金をR7年10月16日(木)に一部制度を見直し、「小規模な事業者」に該当する場合の特例を新設しました。その**特例の受付を11月6日(木)9時より開始**しますのでお知らせします。

また、小規模な事業者特例を含むぐんま賃上げ促進支援金の制度見直しについて、**説明会を11月10日に開催**します。

1 「小規模な事業者」に該当する場合の特例

(1)内容

「小規模な事業者」のみ、対象期間の従業員の賃金額(基本給)を、賃上げ月の前月と比較して**3%以上引き上げた場合、従業員1人あたり3万円を支給(最大20人分)**

※「小規模な事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者などに該当する者をいいます。

(2)申請方法

特設サイトから申請

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



※対象期間や申請期限などは、従来の支援金と同一です。

2 ぐんま賃上げ促進支援金の制度見直しに伴う説明会

(1) 日 時 令和7年11月10日(月)13時00分～13時20分

(2) 場 所 群馬県産業技術センター(前橋市亀里町884-1)

(3) 内 容 制度変更の概要

(4) 参加者 商工会議所、商工会等(中小企業支援機関)

※取材を希望される方は、次のアドレスに報道機関名、記者名、連絡先を回答してください。 回答先:sangyo@pref.gunma.lg.jp

ぐんま賃上げ促進支援金

令和7年10月16日から利用しやすいよう一部制度を変更しました

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合

40人分、最大200万円の支援金を支給します。

※改定後の最低賃金額の適用時期である

令和8(2026)年3月を待たず、3%又は5%以上の賃上げを
年内に実施した場合、本支援金を活用できます。

支給額

賃金を**5%以上**引き上げた場合

1人あたり**5万円**、最大**40人分**

申請上限が
40人に増加！

小規模な事業者
特例を新設！

「小規模な事業者」のみ 次の特例を利用できます！

賃金を**3%以上**引き上げた場合

1人あたり**3万円**、最大**20人分**

複数回申請
できるよう
になりました！

申請回数

申請上限に達するまで何度でも申請できます！

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※医療法人、社会福祉法人、農業法人等もご利用いただけます。

対象期間

令和7年4月1日から **令和7年12月31日まで** に賃上げを
実施

賃上げ対象期間が
延長しました！

申請期限

令和8年 **1月31日(土)まで**

申請期間が
延長しました！

申請方法

特設サイトから申請

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



太田市・館林市・渋川市・玉村町・大泉町では、上乘せを実施しています。

※詳細は特設サイトを御確認ください。

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を
財源として実施する事業です。

くわしい申請手続きは裏面

ただし、予算には限りがあります。
早めの申請をおすすめします。

添付書類

- ① 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ② 賃金台帳等の写し(賃上げ月とその前月の基本給を比較します。)
- ③ 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等

申請時点で、パートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人のみ

- ④ パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなど
(登録が完了していなくても申請できます)

※ 審査において、その他必要な書類があれば提出を求めることがあります。

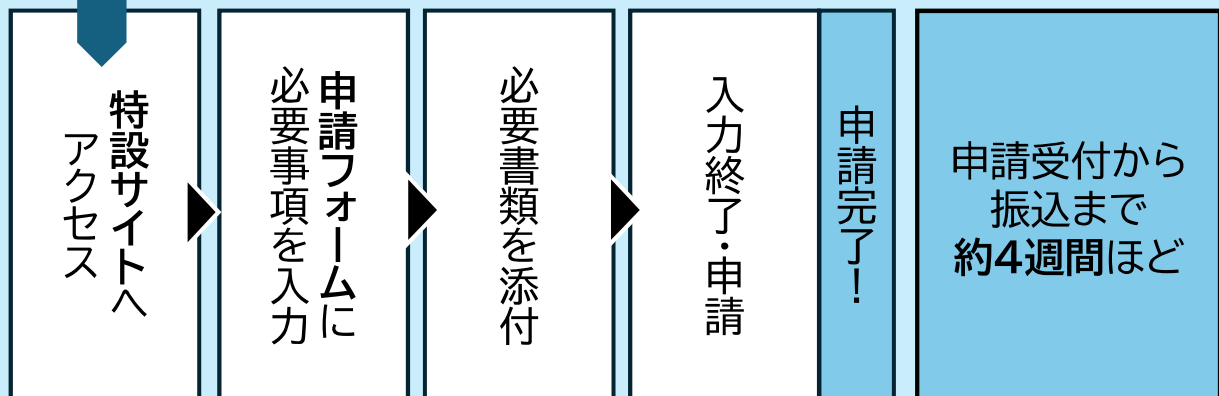
申請方法

特設サイトの申請フォームから申請してください。

特設サイト：<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



申請手続きはオンラインで完結！
郵送手続きは不要です



※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請時期などによって、さらに期間を要する場合があります。予め御了承ください。

お問い合わせ

【ぐんま賃上げ促進支援金について】

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

電話

050-6883-8771

【受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)】

お問い合わせフォーム

<https://taylori.com/f/gunma-chinageshien/>



【市町の上乗せ支援について】

太田市役所 産業環境部 産業政策課

電話

0276-47-1846

玉村町役場 経済産業課

電話

0270-65-7144

館林市役所 経済部 商工課 工業振興係

電話

0276-47-5148

大泉町役場 住民経済部 経済振興課

電話

0276-63-3111

渋川市役所 産業観光部 産業政策課

電話

0279-22-2596

ぐんま賃上げ促進支援金の制度変更の概要 1/2

項目	現行制度	点線部を以下に変更
①支給額	従業員 1 人当たり 5 万円 (1 法人及び個人事業主あたり 最大20人分)	上限を 最大40人に変更
	【新設】	小規模な事業者で3%賃上げした場合「3万円」
②申請回数	1回限り	「上限人数に達するまで、複数回の申請可能」に変更
③支給対象	県内に事業所を有する中小企業等 ※公益法人、協同組合、農業法人等も含む	変更なし
④従業員	県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者 ※非正規雇用労働者は 週所定労働時間 20 時間以上	変更なし
⑤対象期間	令和7年4月1日から 令和7年11月30日 の賃上げ	令和7年12月31日に延長
⑥申請期間	令和7年7月14日から 令和7年12月26日 (上限に達した場合、前倒して終了)	令和8年1月31日に延長

ぐんま賃上げ促進支援金の制度変更の概要 2/2

項目	現行制度
⑦その他の主な要件等	登録前から申請受付（登録の有無は審査段階で確認） ①パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること（法人の場合） ②最低 1 月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること ③引き上げ後の賃金水準を 1 年間継続すること ④賃上げを支援する、他の補助制度と重複していないこと ⑤申請は原則、電子申請
⑧市町村との連携	太田市、館林市、渋川市、玉村町、大泉町の 5 市町が 支援金額の上乗せ実施中 ※別途各市町から、上乗せの継続など、発表予定

(参考) 中小企業、小規模な事業者に係る定義

- ・ 中小企業は、中小企業基本法第2条第1項に規定するものを指す。
 - ・ 小規模な事業者は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定するものを指す。
 - ・ ただし、両法に規定されない法人であっても、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人や法人税法別表第二に該当する法人等についても対象となる。
- ただし、中小企業と同じ支援金額等となるには、従業員数が300人以下、
小規模な事業者と同じ支援金額等となるには、従業員数が20人以下が条件。
- (例) 事業協同組合、企業組合、医療法人、社会福祉法人、一般(公益)財団法人、一般(公益)社団法人等

	中小企業基本法		小規模事業者 支援法
	中小企業者		小規模事業者
業種	資本金	または 従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業 以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業			20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

賃上げ率3%で
支援金の対象